

イベント等における食品の取り扱いについて

○提供できる食品について

臨時営業や仮設営業の許可施設では、1つの営業許可あたり1品目しか取り扱えません。
安全に提供できる食品（簡易な調理工程で提供直前に十分加熱して提供するもの、市販品の注ぎ分けなど）に限って営業を認めています。

以下の例や条件に当てはまらない食品を取り扱う予定の場合は、早めに管轄の保健所へご相談ください。

【例】

許可業種	臨時・仮設で提供できるもの	
	食品の例	条件など
飲食店営業 (臨時) (仮設)	たこ焼き、イカ焼き、はし巻き、フランクフルト、焼きそば、おでん、から揚げ、焼鳥、じゃがバターなど	<u>簡易な調理加工により提供できる食品で、提供する直前に十分に加熱されたもの。</u>
	蒸し饅頭、フルーツ飴、回転焼き、ベビーカステラ、かりんとうなど	
	かき氷 ※自家製氷の使用は不可	<u>市販品の氷</u> を原料とし、密閉構造の自動削氷又は自動砕氷機を使用したもの。
	アイスクリーム類	ディッシャーなどで市販品をつぎ分けたもの。
	ソフトクリーム	殺菌液状ミックスを使用し、全自動の機械で製造したもの。
	コーヒー、紅茶等の飲料、生ビール（ビールサーバー）、アルコール類 ※自家製氷の使用は不可	<u>市販品</u> を注ぎ分けたもの。 簡易な調理加工により提供できる飲物で <u>提供する直前に十分に加熱されたもの。</u>
許可不要	ポップコーン、焼きとうもろこし、焼き芋、焼き栗、綿菓子など	農産物を簡易加工したものなど。 （焼く、蒸す、茹でるなど） ※味付けは不可。
	常温で日持ちする食品	市販品を開封せずに販売。
	缶、瓶、ペットボトルの飲物など	市販品を開封せずに販売。

※衛生上のリスクが高い、おにぎり、ちらし寿司、スムージー、生絞りのジュースなどの調理提供はできません。

※営業場所で食材をカットすることはできません。

※仕入れた食品をそのまま販売するだけでも、食品によっては届出が必要です。また、食品表示（名称、賞味期限、保存方法等）も必要です。

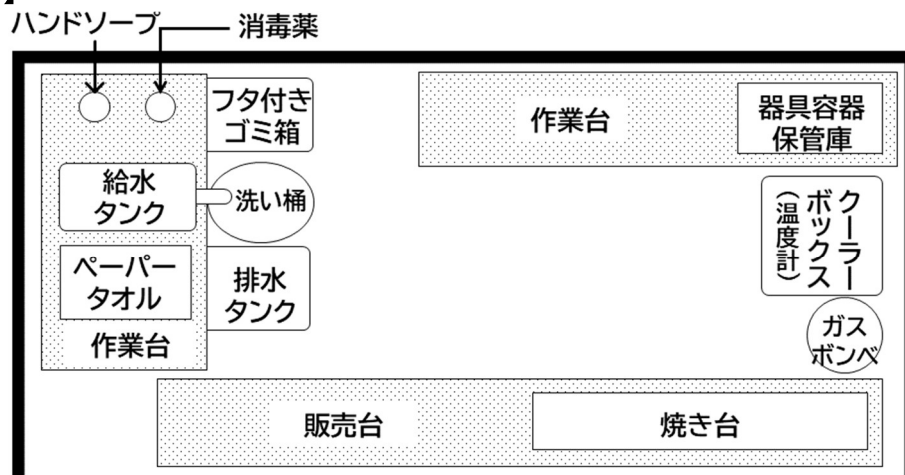
（裏面へ続く）

○臨時営業と仮設営業について

	臨時営業	仮設営業
許可期間	イベント出店期間のみ (2週間を限度とする)	5年間
営業場所	限定された場所(祭り会場内等)	北九州市内一円
手数料	2,300円/件	新規:8,000円/件 (更新:6,000円/件)
申請手続きについて	事前申請 →保健所、区役所(小倉北、八幡西除く) ※当日申請はできません。	事前申請(設備一式要持込) →保健所のみ ※当日申請はできません。

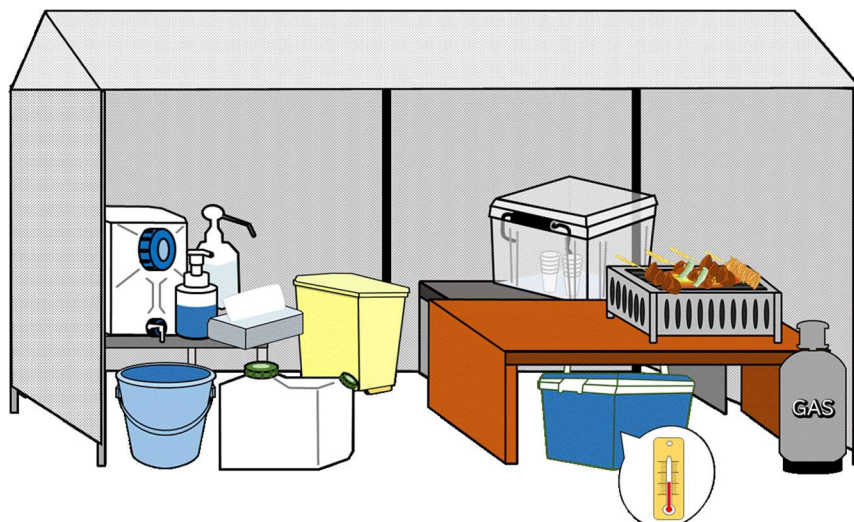
○仮設営業・臨時営業の施設基準について

【平面図例】



☐ 風雨を防ぐことができる構造 (三方幕付きテント) ☐ 給水タンク・排水タンク ☐ 冷蔵(冷凍)設備 (クーラーBOX等) および温度計 ☐ 器具・容器の保管ケース (フタ付きのプラスチックケースなど)	☐ フタ付きのゴミ箱 ☐ 洗い桶(器具類洗浄用) ☐ ハンドソープや消毒薬 (アルコールスプレーなど) ※かき氷: 密閉式で自動式の削氷器を使用。 ※アイスクリームの小分け: ディッシャーはこまめに消毒
--	---

【設置例】



☆☆その他ご不明な点は管轄の保健所へお問い合わせください！☆☆

担当地区	保健所	連絡先
門司・小倉北・小倉南	東部生活衛生課 食品衛生係 北九州市小倉北区馬借一丁目7-1	093-522-8728
若松・八幡東・八幡西・戸畑	西部生活衛生課 食品衛生係 北九州市八幡西区黒崎三丁目15-3	093-642-1818